

第14回子どもの権利条例策定検討会議の結果（概要）

1. 開催日時等

令和6年5月24日（金）午前10時00分～午後5時12分／第2会議室

2. 会議結果

【協議事項1】 素案の作成に向けた協議等

- (1) 「小中学生との意見交換会」や「誰でも参加可能な意見交換会」のほか、東員町への行政視察の結果も踏まえて、どのように条例に反映していくべきかなど、素案の「たたき台」の見直しに係る協議を行った結果、次のとおりとなった。
 - ・ 前文と附則については、「たたき台」の見直しを一通り終えた段階で別途協議。
 - ・ 第2条については、第4号の「育ち学ぶ施設」の定義の中に、当該施設に従事する職員も含めるかどうかを別途協議。
 - ・ 第3条については、この条に掲げる「こどもの権利」を各委員において再検討し、別途協議。
 - ・ 第5条については、第1項中、「市は」のあとに「こどもの権利の重要性を知り」を追加するとともに、第2項を第3項、第3項を第4項と変更した上で、新たに第2項として「市は、こどもが安全かつ健やかに育つための環境の整備に努めます。」を追加。
 - ・ 第6条については、「こどもの人格と尊厳を尊重し」を「こどもの権利を理解し」に修正の上、「一人ひとりの」を追加し、「保護者は、こどもの権利を理解し、一人ひとりのこどもが大切な存在として受け入れられ、安全・安心に育つことができる環境を確保するように努めます。」に変更。
 - ・ 第7条については、第1項中、「こどもの権利を理解し」を「こどもの権利を知り」に修正し、「市民は、こどもの権利を知り、こどもとともに、こどもにやさしいまちをつくることを目指します。」に変更。また、第3項中、「市が実施する」を削除した上で、「施策」を「施策や活動」に修正し、「市民は、こどもの権利を保障するための施策や活動について協力するように努めます。」に変更。
 - ・ 第8条については、第1項を第2項、第2項を第3項、第3項を第4項に変更した上で、新たに第1項として「育ち学ぶ施設は、こどもの権利について、学び理解しなければならない。」を追加。また、変更後の第3項を「育ち学ぶ施設は、こどもの置かれた多様な状況に配慮し、様々な手段を活用して、こどもがこどもの権利を学ぶ機会を保障します。」に変更。
 - ・ 第16条について、第6項中、「こどもの意見を聴き、その意見を尊重し」を「こどもと対話し」に修正し、「市、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに関係のあることを決めるときは、こどもと対話し、こどもの最善の利益が優先されるように考慮します。」

に変更。また、第7項に「アドボカシーの精神に則って、」を追加し、「市、市民及び
育ち学ぶ施設は、こどもの意見の表明が促進されるよう、アドボカシーの精神に則っ
て、こどもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。」に変更。

- ・ 第17条については、第6項中、「その運営」を「その環境整備と運営」に修正し、
「市は、こどもの利用する公共施設について、その環境整備と運営にこどもの意見が取
り入れられ、または参加できる仕組みづくりに努めます。」に変更。
- ・ 第18条については、第2項において主語がないため、「市は」を追加し、「災害の
発生時並びに復旧・復興時における安全について、市は、こどもにとって最善の利益を
第一に考え確保すること。」に変更。
- ・ 第21条については、条の見出しを「いじめの防止」から「いじめの防止・発生時の
対応」に変更。また、第4項中、「いじめがあった場合」の前に、「いじめの早期発見
に努め、」を追加し、「市と育ち学ぶ施設は、いじめの早期発見に努め、いじめがあっ
た場合、直ちに被害にあったこどもを守り、」と変更。
- ・ 第24条については、新たに第4項として、「前項の普及啓発に当たっては、市民の
多様性を考慮して、その推進を図ります。」を追加。
- ・ 第26条については、次回に整理。
- ・ その他の条項については、現段階では修正せず、市民団体等との意見交換等の結果を
踏まえて改めて協議。

3. その他

今回は、令和6年5月29日（金）午前10時から開催し、引き続き、「小中学生との意見
交換会」や「誰でも参加可能な意見交換会」のほか、東員町への行政視察の結果も踏まえて、
本日と同様に素案の「たたき台」の見直しに係る協議を行う。